

令和2年第8回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第3号）

令和2年9月11日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 認定第 1号 令和元年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
 - 第 4 認定第 2号 令和元年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
 - 第 5 認定第 3号 令和元年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
 - 第 6 認定第 4号 令和元年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
 - 第 7 認定第 5号 令和元年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
 - 第 8 認定第 6号 令和元年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
 - 第 9 認定第 7号 令和元年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
 - 第10 認定第 8号 令和元年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
 - 第11 発議第 9号 議員の派遣について
 - 第12 発議第10号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について
 - 第13 意見案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
 - 第14 意見案第3号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について
- 追加日程
- 第 1 議案第65号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第10号）

○出席議員（11名）

1番	金木直文君	2番	磯野直君
3番	平山美知子君	4番	阿部和也君
5番	工藤正幸君	6番	船本秀雄君
7番	小寺光一君	8番	逢坂照雄君
9番	舟見俊明君	10番	村田定人君
11番	森淳君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	駒井久晃君
副町長	今村裕之君
教育長	山口芳徳君
監査委員	鈴木典生君
農業委員会会長	入江雄治君
会計管理者 兼出納室長	渡辺博樹君
総務課長 兼電算共同化 推進室長	敦賀哲也君
地域振興課長	清水聡志君
財務課長	大平良治君
財務課主幹	熊谷裕治君
町民課長	宮崎寧大君
福祉課長	木村和美君
健康支援課長	鈴木繁君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山洋美君
建設課長	金子伸二君
建設課主任技師	石川隆一君
建設課主任技師	笹浪満君
建設課主幹	上田章裕君
上下水道課長	棟方富輝君
農林水産課長	伊藤雅紀君
商工観光課長	高橋伸君

天 売 支 所 長	竹 内 雅 彦 君
焼 尻 支 所 長	金 丸 貴 典 君
学 校 管 理 課 長 兼 学 校 給 食 長 セ ン タ ー 所 長	酒 井 峰 高 君
社 会 教 育 課 長 兼 公 民 館 長	飯 作 昌 巳 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	伊 藤 雅 紀 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	敦 賀 哲 也 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	豊 島 明 彦 君
総 務 係 長	嶋 元 貴 史 君
書 記	菅 豪 志 君

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

5番 工藤 正幸君 6番 船本 秀雄君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎認定第1号～認定第8号

○議長（森 淳君） 日程第3、認定第1号 令和元年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第4、認定第2号 令和元年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第3号 令和元年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第4号 令和元年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第5号 令和元年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第6号 令和元年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第7号 令和元年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10 認定第8号 令和元年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、以上8件を一括議題とします。

本案については、本議会において羽幌町各会計決算特別委員会に付託した事件であり、その審査結果について、会議規則第77条の規定により、各会計決算特別委員会委員長から報告を求めます。

羽幌町各会計決算特別委員会委員長、阿部和也君。

○各会計決算特別委員会委員長（阿部和也君）

令和2年 9月11日

羽幌町議会議長 森 淳 様

羽幌町各会計決算特別委員会

委 員 会 審 査 報 告

- 認定第1号 令和元年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和元年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和元年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和元年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和元年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和元年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 令和元年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号 令和元年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について

本委員会に付託された上記事件の審議結果について、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 1 付託された議会 令和2年 9月10日 (第8回定例会)
2 委員会開催年月日 令和2年 9月10日
3 審査の経過及び結果

- (1) 地方自治法第233条第3項及び同条第4項に基づき監査委員から「決算審査意見書」について説明を求めた。
(2) 理事者側(財務課長、上下水道課長)から決算書及び同認定資料について、それぞれ説明を求めた。

これらの説明は詳細になされ、委員会では本案件を慎重に審議した結果、水道事業剰余金の処分、及び各会計ともに原案可決及び認定すべきと決定したので報告する。

以上です。

○議長(森 淳君) 本案については、全議員の委員をもって構成する各会計決算特別委員会において十分に審議が尽くされておりますので、質疑及び討論を省略することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

これから認定第1号から認定第8号までの8件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定すべきとするものであります。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決及び認定することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの8件については、委員長報告のとおり可決及び認定することに決定しました。

◎発議第9号

○議長（森 淳君） 日程第11、発議第9号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究等のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思えます。なお、諸般の事情による派遣日程等の変更があった場合、その他緊急を要する派遣事案があった場合は、議長にその内容決定を一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号 議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎発議第10号

○議長（森 淳君） 日程第12、発議第10号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事務調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第10号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のとおり決定されました。

◎意見案第2号

○議長（森 淳君） 日程第13、意見案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

10番、村田定人君。

○10番（村田定人君） 意見案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月9日提出。

提出者、羽幌町議会議員、村田定人。賛成者、羽幌町議会議員、平山美知子、同じく賛成者、羽幌町議会議員、小寺光一。

それでは、意見書案を朗読いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
- 5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月9日、羽幌町議会議長、森淳。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣。

以上であります。

○議長（森 淳君） 議会の運営に関する基準により、質疑及び討論は省略することとします。

これから意見案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、意見案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することにいたします。

◎意見案第3号

○議長(森 淳君) 日程第14、意見案第3号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

8番、逢坂照雄君。

○8番(逢坂照雄君) 意見案第3号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月9日提出。

提出者、羽幌町議会議員、逢坂照雄。賛成者、羽幌町議会議員、阿部和也、同じく賛成者、羽幌町議会議員、工藤正幸。

それでは、意見書の朗読をさせていただきます。

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書(案)

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けている。

今後は、感染抑制のための取組を継続しながら、経済活動との両立を図ることや復興に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域(生産空間)が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、生産性の向上に資する高規格幹線道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠である。

また、本道は近年、豪雨、暴風雪、地震、津波などの自然災害時に発生する交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化など、様々な課題を抱えている。加えて、本州に比べ積雪寒冷の度合いが特に甚だしく、除排雪等に要する費用も多額となっている。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町

村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性や、新型コロナウイルス収束後の物流・観光をはじめとする経済活動の復興における道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や管理の充実・強化が図られるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、道路関係予算は所要額を満額確保すること。
- 2 高規格幹線道路については、着手済み区間の早期開通はもとより、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間における4車線化といった機能向上を図ること。
- 3 令和2年度までの限定的な措置となっている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を継続し、対象事業の範囲を拡充すること。また、地方が国土強靱化地域計画に基づく事業を着実に推進するため、必要な予算を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債等の継続を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。
- 4 道路施設の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図るとともに、対策予算を確保すること。
- 5 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の発展に資する交通ネットワークの形成など、地域の暮らしや経済活動の復興を支える道路の整備や管理の充実を図ること。
- 6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の維持・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月9日、羽幌町議会議長、森淳。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

以上。

○議長（森 淳君） 議会の運営に関する基準により、質疑及び討論は省略することとします。

これから意見案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第3号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することにいたします。

◎日程の追加

○議長（森 淳君） お諮りします。

ただいま町長から議案第65号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第65号

○議長（森 淳君） 追加日程第1、議案第65号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま追加提案となりました令和2年度一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ255万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ83億9,004万6,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、9款消防費において新型コロナウイルス感染症対策として陰圧式患者搬送用装置、いわゆるアイソレーターを購入するため、北留萌消防組合負担金を増額するものであります。感染症患者等の医療機関までの移送につきましては、都道府県知事が行う業務とされていますが、新型コロナウイルス感染症患者等の移送に関し厚生労働省から消防庁に対し協力要請があり、さらに北留萌消防組合並びに当町に対しても留萌保健所から協力要請を受けたことから、患者等への対応に当たる救急救命隊員の感染防止対策の徹底及び二次感染防止、併せて隊員の精神的負担軽減を図るため、北留萌消防組合消防署へアイソレーター2基を設置することとしたものであります。

なお、財源につきましては、全額地方創生臨時交付金を充てております。

以上が今回追加提案となりました補正予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第65号について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） それでは、質問をさせていただきます。

今回アイソレーターということで消防署に配置するというものだと思いますが、その機種といいですか、どういう形のものを入れるのかご説明願いたいと思います。いろんな形があるので、アイソレーター。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

今回導入するアイソレーターにつきましては、横になるタイプのアイソレーターでございまして、ストレッチャーの上に乗せれるタイプでございます。

ストレッチャーに乗せなくても、そのアイソレーター自体にも持つ部分がございますので、そういう形で活用できるものを導入する予定でございます。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 横になるものという、アイソレーターというのは上から半分のかぶせてあるやつと、あるいは1ケースになるやつと、いろんな種類が実はある。今聞いたのは、この上からの部分のやつなのか、一括まとめて人を乗せてやるタイプなのか、もうちょっと詳しく教えてください。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 簡易なやつか横に寝れるやつかということでございますが、横に寝れるタイプのものがございます。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） それでは、ベッドのまま乗せて、そのまま中に入れて運ぶということですね。そういうことでの理解でいいですね。

それから、これは消防署のほうに配置ということなのですが、この質問、今議長が許すかどうか分かりませんが、私ども離島のほうにも、できれば簡易的なものを設置していただきたいということを要望していたのですが、そのことについては関連性もあると思うのですが、消防署の分遣所に置くというお考えは今現在ないかどうか、再度確認したいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 今提案理由で申し上げましたとおり、消防署に2台置くということにしております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 私聞いているのは、今後コロナが終息するとなかなか考えられないと私自身は思っているのですが、そのために島に分遣所というのがあって、そこにも消防機能というのはきちっとあります。消防団員もたくさんいます。ですから、同じ消防機能があって、羽幌に2基置くのであれば、島に、やっぱり離島ですから、簡易的なものでも1基ずつでも置いたほうが島民の方は物すごく安心すると思うのです。ですから、

そういう部分ではせっかく羽幌に2基置くのであれば、同じようになぜ島のほうにも1基
ずつ置かなかったのかなど。私としては簡易的なもので本当に十分だと思うので、そうす
ると感染防止に役立つというのは知っていますので、私。それは、やっぱりぜひ考えてい
ただきたいと思うのですが、その辺はどうですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ご意見をいただきましたので、今後考えたいと思います。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第10号）は原案の
とおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森 淳君） これで本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、令和2年第8回羽幌町議会定例会を閉会します。

（午前10時30分）